

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
(コード番号：4572)
問合せ先 取締役経営管理部長 島川 優
(TEL. 078-302-7039)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 30 日開催の取締役において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議しましたので、お知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係わる規程を制定し、取締役、使用人が、法令・定款及び規程を遵守した行動を取るための行動規範を定める。経営管理部は、全社のコンプライアンスの取り組みを統括する。内部監査人は、監査役、経営管理部と連携の上、「内部監査規程」により、内部監査を実施し、コンプライアンスの状況を監査する。内部監査人は、必要に応じ、取締役会にコンプライアンスの状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。該当文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、マネージメント会議議事録、稟議書、重要な契約書類が含まれる。上記に係わる電子化された情報の管理については、情報システムに関する規程に従い行なう。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

債権回収リスク、特許リスク、情報セキュリティリスク等の事業リスクについては、それぞれの担当部署にて調査、ガイドラインの制定、マニュアルの作成などを行なう。自然災害のような純粋リスクに係わる組織横断的リスクの監視及び全社的対応は、経営管理部が行なうものとする。内部監査人は、リスク管理状況を把握し、必要に応じ取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために、取締役を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じ適宜、臨時に開催する。迅速な意思決定のため、役員の同意の上、書面又は電磁的記録により決議を行なう。取締役会の決定に基づく業務執行については、社内取締役、幹部社員(部長職)を構成員とするマネージメント会議を原則、週 1 回開催し、執行管理を効率よく行なう。「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等により、取締役だけでなく、社員を含む会社全体の組織が効率的に執行されるようにする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、経営管理部所属部員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、マネージメント会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びマネージメント会議等、重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを「倫理規程」に定め、これを基本方針とする。

また、当社は、所轄の警察署、暴力団追放センターおよび顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、経営管理部を対応統括部署として、組織的にかつ速やかに対応する。

以 上